

## 予防規程の制度解説

### 1 予防規程とは

予防規程は、危険物施設の火災を予防するため、事業所自らが作成し、遵守しなければならない自主保安基準です。

予防規程は、危険物施設の完成検査済証の交付を受けてから施設の使用を開始するまでに作成し、認可を受けなければなりません。

### 2 予防規程を定めなければならない製造所等

予防規定を定めなければならない製造所等は以下のとおりです。

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製造所	指定数量の倍数が10以上
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
給油取扱所	すべて
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が10以上
(備考) 次の製造所等は除く	
・ 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規定を定めている製造所等	
・ 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等	
・ 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のもの	
・ 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所	

### 3 予防規程に定めるべき事項

予防規程に定めるべき事項は、危険物の規制に関する規則第60条の2に規定される主な事項は、次のとおりです。これ以外に、国の通知等に基づき、危険物施設の実態に応じて追加で定めなければならない事項もあります。

危規則第60条の2
第1項
(1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
(2) 危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
(3) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。
(4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
(5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること(第10号に掲げるものを除く。)
(6) 危険物施設の運転又は操作に関すること。

(7) 危険物の取扱い作業の基準に関すること。

(8) 補修等の方法に関すること。

(8の2) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。

(8の3) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。※製造所、一般取扱所のみ

(8の4) 第40条の3の3の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置に関すること。※一部の給油取扱所のみ

(8の5) 第40条の3の6の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置に関すること。※一部の給油取扱所のみ

(8の6) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。※セルフSSのみ

(9) 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。※移送取扱所のみ

(10) 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。※移送取扱所のみ

(11) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。

(11の2) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。

(12) 危険物の保安に関する記録に関すること。

(13) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、危険物の保安に関し必要な事項

第2項 大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域に所在する危険物施設の震災対策に関すること。※新島村、神津島村、三宅村の一部の危険物施設のみ

第4項 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域に所在する危険物施設の震災対策に関すること。※伊豆諸島、小笠原諸島の一部の危険物施設のみ